

委員会提出議案第2号

桑名市議会会議規則の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和4年3月23日 提出

提出者 議会改革推進特別委員会委員長 渡 邊 清 司

桑名市議会会議規則の一部を改正する規則

桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第84条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開いたときも同様とし、この規則に定める事項のほか、オンライン会議システムを活用した委員会における委員その他の会議出席者（以下「委員等」という。）の発言、委員長及び副委員長の互選並びに表決その他必要な事項は議長が別に定める。

第85条第1項中「出席委員」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席している委員を含む。以下同じ。）」を加え、第2項中「退席」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。）」を、「会議室外の委員」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席している委員を除く。）」を加える。

第119条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムで委員会に出席している委員にあつては、この限りでない。

第141条中「入る者」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席する委員等を含む。）」を、「議長」の次に「又は委員長」を加える。

第145条中「するとき」の次に「（オンライン会議システムを活用した委員会を開いたときは、オンライン会議システム上で共有（オンライン会議システム上で資料を確認できる状態のことをいう。）することを含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

災害の発生、感染症のまん延防止措置等のほか、育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への委員等の参集が困難な場合において、オンライン会議システムを活用した委員会を開いたときの会議の運営等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(第84条) (会議の開閉) 第84条 (略) 2 (略)</p> <p>(第85条) (定足数に関する措置) 第85条 委員長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員_____が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。 2 委員長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席_____を制止し、又は会議室外の委員_____に出席を求めることができる。 3 (略)</p>	<p>3 前2項の規定は、<u>桑名市議会委員会条例(平成16年桑名市条例第198号)第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した委員会を開いたときも同様とし、この規則に定める事項のほか、オンライン会議システムを活用した委員会における委員その他の会議出席者(以下「委員等」という。)の発言、委員長及び副委員長の互選並びに表決その他必要な事項は議長が別に定める。</u></p> <p><u>(オンライン会議システムで委員会に出席している委員を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。)</u> <u>(オンライン会議システムで委員会に出席している委員を除く。)</u></p>
<p>(第119条) (不在委員) 第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 _____</p>	<p><u>ただし、オンライン会議システムで委員会に出席している委員にあっては、この限りでない。</u></p>
<p>(第141条) (携帯品) 第141条 議場又は委員会の会議室に入る者 _____</p>	<p><u>(オンライン会議システムで委員会に出席す</u></p>

<p>_____は、帽子、外とう、えり巻き、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長_____の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(第145条) (資料等印刷物の配付許可)</p> <p>第145条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するとき_____</p> <p>_____は、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>る委員等を含む。)</p> <p>又は委員長</p> <p>(オンライン会議システムを活用した委員会を開いたときは、オンライン会議システム上で共有(オンライン会議システム上で資料を確認できる状態のことをいう。)することを含む。)</p>
---	---